

記入例

(権利譲渡およびナンバープレートまたは用途・種別、使用の本拠地の変更がある場合)

赤線太枠欄 ⇒必ず①～⑤をご記入ください。

点線枠欄 ⇒該当する場合のみ⑥～⑨へご記入ください。

①【必須】 証明書番号をご記入ください。

(英字を含む9桁でご記入願います。第・号は記入不要です。)

②【必須】 現在の契約者様（譲渡人様）について「氏名欄」「電話番号欄」をご記入ください。

(ご住所がお手元の証明書と異なる場合は、別途住所変更のお手続きが必要となります。)

捺印欄は契約者様の印にてご捺印願います。

- ・個人のお客様：認印可（ご署名のみでも可）
- ・法人のお客様：法人印

※ご契約者死亡により譲渡される場合は、余白に「ご契約者死亡により法定相続人に譲渡」とご記入ください。

③【必須】 譲り受けた方（譲受人様）のご住所・お名前・お電話番号をご記入・ご捺印ください。

- ・個人のお客様：認印可（ご署名のみでも可）
- ・法人のお客様：法人印

④【必須】 お車の情報について、変更後の内容をご記入ください。

都道府県をまたいで登録番号変更された場合は、「使用の本拠地欄」に変更後の登録番号の都道府県をご記入ください。

⑤【必須】 書類の差出人様のお名前・お電話番号をご記入ください。

⑨書類の差出人様へ再交付証明書の送付を希望される場合は○を付けてください。

⑥お車の情報の変更等により返還保険料が発生する場合のみ振込先の口座をご記入ください。

ご注意：振込先口座の名義人が譲受人様と異なる場合は、譲受人様の本人確認書類が必要となります。

なお、口座内容を訂正された場合は、訂正部分へ訂正印の押印をお願いいたします。

⑦証明書を紛失された場合は、「紛失(再交付)」に○を付けてください。なお、証明書紛失の場合は証明書を紛失された方の本人確認書類が必要となります。

⑧【原付・軽自動車（検査対象外：125cc超250cc以下のバイク）】粘着力がなくなった等で、ステッカーの再交付をご希望される場合は、「再交付」に○を付けてください。また、ステッカーをナンバープレートに貼付したまま返納届を提出した場合等は、「紛失・滅失」「再交付」の両方に○を付けてください。

【記入例⑥⑦ 本人確認書類とは】 以下いずれかのコピーをご提出ください。

- ・運転免許証 ・社員証（学生証） ・パスポート
- ・健康保険証 ※記号・番号・保険者番号・二次元コード（記載されている場合）を塗りつぶしてご提出ください。
- ・印鑑証明書 ※発行から6ヶ月以内のものをご提出ください。

※提出される本人確認書類が、譲渡人様または譲受人様の書類の場合は、承認請求書に記載した住所・氏名と（印鑑証明書の場合は印影も）一致していることをご確認ください。